

公 売 通 知 書

滞 納 者		住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)					
公 売 財 産	名 称	性 質	所 在	賃借権又は地上権 の内容その他	数 量	公 保 証 売 金	見 積 価 額		
							円		
公 売 方 法 及 び 日 時	入 札 競 り 売 り	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで							
	開 札	年 月 日 午前・午後 時 分							
公 売 場 所									
売 却 決 定		日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			場 所			
買 受 代 金 納 付 期 限		年 月 日 午前・午後 時 分							
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件									
徴 公 売 収 入 係 金	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不 申 告 加算金額	重 加 算 滞 納 金 額 処 分 費	小 計	納 期 限
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円
					法律による金額 円		円	法律による金額 円	
	合 計		円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)						
そ の 他									
上記の財産について換価するため、国税徴収法第94条第1項の規定に基づき公売することとし、同法第95条の規定に基づき公告しましたので、通知します。 (根拠法令－国税徴収法第94条第1項、第95条、第96条第1項) 年 月 日 美唄市長 印 (滞納者の氏名又は名称) 様									

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 この通知書は、「公売財産」欄を除き、「公売通知書兼債権現在額申立催告書」と併せて複写により作成すること。

2 公売財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等以外の場合は、注意1中「又は換価財産の買受代金の納付の期限のうちいずれか早い方の期限まで」及び注意3ただし書きを消して使用すること。